

平成 31 年度
一般職非常勤職員(保育所パート職員)
募集要項

摂津市内の公立保育所で勤務する、一般職非常勤職員(保育所パート職員)を募集します。選考試験の結果合格された場合は、ご本人の希望を考慮のうえ、教育委員会が指定する勤務時間で勤務していただきます。

《募集内容及び採用試験について》

職 種	保育士
職 務 内 容	市立保育所における保育業務等(所属長の指示に従うこと)
任 用 期 間	任用日から令和2年3月31日まで (勤務成績により、更新の可能性があります)
勤 務 場 所	摂津市立子育て総合支援センター(摂津市千里丘東1-16-2) 摂津市立鳥飼保育所(摂津市鳥飼西3-1-2)
募 集 人 数	4名程度
勤 務 時 間	【平日(月～金曜日)】 (1)朝 7時45分～9時 (2)朝 8時～9時15分 (3)夕方 17時15分～18時15分 【土曜日】 (4)朝 7時～10時15分 ※(1)については子育て総合支援センター、(2)～(4)については鳥飼保育所での勤務となります。 ※朝と夕方や平日と土曜日など両方の勤務も可能です。
賃 金	時給 1,370 円 別途通勤手当支給あり(各種条件あり、上限額月 25,000 円)
応 募 条 件	▶勤務時間帯によっては保育士資格が必要な場合があります。また、試験では、『保育士』の資格を取得し、保育士登録されている方を優先させていただきます。 ▶保育経験・性別・年齢等に制限はありませんが、次の(1)～(5)の地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は、応募できません。 (1)成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)

	<p>附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む)</p> <p>(2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの者</p> <p>(3)摂津市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4)人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>(5)日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
応募期間	随時募集
応募方法	<p>(1)エントリーシート</p> <p>(2)保育士証の写し(保育士資格保持者のみ)</p> <p>上記2点を、〒566-8555(住所不要)摂津市役所こども教育課へ郵送または持参してください。</p>
試験日程・場所	後日受験者の方にご案内します。(摂津市役所内で実施)
試験内容	<p>(1)エントリーシート (2)面接</p> <p>※応募が一定数以上の場合、エントリーシートによる事前選抜を行います。</p>
試験結果	<p>合否に関わらず、試験日から1か月以内にご本人宛に通知します。</p> <p>電話等の問い合わせについては、一切お答え致しかねます。</p>
その他	<p>▶エントリーシートの記載事項に不備がある場合には、お返す場合がありますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負いかねますので受験手続きには十分注意してください。</p> <p>▶提出書類に不正があった場合には、直ちに受験資格を取り消します。また、採用後において発覚した場合は、免職となる場合があります。</p> <p>▶受験のために提出された一切の書類は返却いたしかねます。エントリーシートに記載された情報は、この採用候補者試験の円滑な遂行のためのみに用い、それ以外の目的には使用しません。</p>
お問い合わせ	<p>〒566-8555 摂津市三島1丁目1番1号 (摂津市役所 新館6階)</p> <p>摂津市教育委員会事務局 次世代育成部 こども教育課</p> <p>電話 06-6383-1184 (直通)</p>